

I T利活用の裾野拡大のための  
規制制度改革集中アクションプラン

平成 25 年 12 月 20 日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

## 目次

### 1. はじめに

### 2. 各項目における対処方針

#### <テーマ1> 対面原則の見直し

- (1) 高等学校での遠隔授業の正規授業化
- (2) 不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し
- (3) 国家資格の取得更新時におけるeラーニングの活用

#### <テーマ2> 書面による保存、提供が規定されている制度の見直し

- (4) 株式会社の事業報告等のウェブ開示
- (5) 電子的な手法による労働条件の明示
- (6) 国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し
- (7) 教科書の電子化
- (8) 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和
- (9) e-文書法の再徹底

#### <テーマ3> テレワークの推進によるワーク・ライフ・バランスの実現

- (10) ハローワークにおける「在宅勤務」の取り扱いの見直し
- (11) 「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み
- (12) 労働者が希望する場合に所定労働時間内の深夜労働割増の柔軟化
- (13) 在宅勤務と育児休業を両立させるための給付金支給規定の改定
- (14) 遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し

#### <テーマ4> 本人確認手続きの見直し

- (15) 政府のオンライン行政手続きにおける本人確認手続きの見直し
- (16) ID連携による制度間の本人確認の合理化
- (17) 個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大

#### <その他>

- (18) 登記情報の共有化、添付書類省略
- (19) 自動車保有関係手続きのワンストップサービスの拡充
- (20) 道路占用手続きの簡素化・統一化
- (21) 航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化
- (22) 旅館における宿泊者名簿の電磁的作成・保存の推進
- (23) クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し
- (24) 金融機関による外部委託先の監督についての明確化
- (25) 現況地形及び施工図の3D化・配信の推進
- (26) 建築確認申請の電子化
- (27) 公的機関からの電子的手段による通知の促進
- (28) 地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化

### 3. 今後の対応

## 1. はじめに

平成 25 年 6 月に閣議決定された「世界最先端 I T 国家創造宣言」においては、アナログ社会を前提とした制度からデジタル社会を前提とした制度へと見直すべく、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続きを含めて、I T 利活用の裾野拡大の観点から、関連制度の精査・検討を行い、「I T 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（以下「アクションプラン」という）を策定することとされた。これを受け、本年 10 月に、I T 総合戦略本部新戦略推進専門調査会の下に規制制度改革分科会が設けられ、アクションプランの策定に向けた議論・検討が開始された。

同分科会においては、事業者や国民からの制度改革に係る提案・要望の中で、これまで他の会議体等で取り扱われていなかったものを中心にヒアリング等を行い、アクションプランに盛り込むべき事項を整理した。また、過去に I T 総合戦略本部で検討され対応が継続中の事項や、規制改革会議において I T 利活用の推進を阻害している規制制度としてその見直しについて議論がされてきている事項<sup>1</sup>のうち、アクションプランに盛り込むべきものを事務局側で整理した。以上の整理の結果、28 項目について、制度見直しに向けた今後の対処方針をとりまとめたものが、このアクションプランである。

---

<sup>1</sup> 次頁以降の項目名に☆印がついているものが、規制改革会議において対応してきた項目である。

## 2. 各項目における対処方針

### (テーマ1) 対面原則の見直し

対面での説明や役務の提供を原則としている制度について、利用者への多様な選択肢の提供や業務の効率化等の観点から、インターネット等を利用した対面以外の手法も可能となるよう、以下のような制度の見直し等を行う。

#### 【1】

項目名	高等学校での遠隔授業の正規授業化
制度の現状	高校での遠隔授業は正規授業として認められていない。
対処方針	文部科学省は、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて、教育課程の特例措置や関係する事業の成果を活用し、総合的かつ網羅的に実践事例の収集・検証を行うとともに、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題及びその対応策について検討を行うための有識者会議を平成26年度早期に立ち上げる。有識者会議においては、平成26年度末までの実践事例の実施状況を踏まえつつ、平成27年度早期に検討状況の中間的な整理を行うとともに、その後のスケジュールについて明確化する。

#### 【2】

項目名	不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し
制度の現状	不動産取引の契約に際して宅地建物取引主任者が行う重要事項説明は、対面で行うこととされており、インターネットを通じて行うことは認められていない。また、契約の際に交付が義務付けられている書面の電磁的方法による交付も認められていない。
対処方針	国土交通省は、インターネット等を利用した、対面以外の方法による重要事項説明について、具体的な手法や課題への対応策に関する検討に着手し、平成26年6月に中間とりまとめを行い、平成26年中に結論を得て、必要な方策を講じる。 また、契約に際して交付する書面の電磁的方法による交付の可能性についても検討を行い、平成26年中に結論を得る。

【3】

項目名	国家資格の取得更新時におけるeラーニングの活用
制度の現状	313種類の国家資格（平成22年7月時点、総務省行政評価局調べ）の中には、取得や更新の要件として講義の受講（+その講義を踏まえての試験）が含まれているものがある。こうした制度において、eラーニングのような仕組みで時間や場所にとらわれず受講できる仕組みを導入することにより、受講者の負担軽減と事務の効率化が図れる可能性がある。
対処方針	内閣官房（IT総合戦略室）は、資格の取得や更新の要件として講義の受講を求めている制度の所管省庁に対して、eラーニングの導入による受講生の負担軽減や事務効率化の観点から実態調査を行う。その結果を踏まえて、各所管府省は、eラーニング導入の可能性を検討し、平成26年6月中に実施スケジュールも含め、結果を取りまとめる。

(テーマ2) 書面による保存、提供が規定されている制度の見直し

書面による保存や提供が規定されている制度に関して、電磁的方法による保存や提供等が可能となるよう、以下のような制度の見直し等を行う。

【4】

項目名	株式会社の事業報告等のウェブ開示
制度の現状	株式会社の株主に提供すべき事業報告等をウェブで開示する制度はあるが、対象が限定されている（「事業報告」の記載事項のうち、主要な事業内容、重要な設備投資・資金調達、M&Aの状況等重要部分が対象外。「株主総会参考書類」の記載事項のうち、議案は対象外。「計算書類」のうち、個別注記表のみが対象）。
対処方針	法務省は、事業報告等の記載事項の中でインターネットでの開示の対象となる事項について拡大する方向で検討し、必要に応じて平成26年度中に予定されている会社法施行規則及び会社計算規則の改正の際に見直しを行う。

【5】

項目名	電子的な手法による労働条件の明示
制度の現状	使用者が労働者に対して明示する賃金及び労働時間に関する事項のほか厚生労働省令で定める事項については、FAXまたは電子メールでの提示ができない。
対処方針	厚生労働省は、電子的な手法による労働条件の明示について、労働政策審議会における労働時間法制をはじめとする検討（平成25年9月から開始、1年を目途に結論）の一環として、労働者の保護・利便性に配慮しつつ検討を行い、結論を得る。

## 【6】

項目名	国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し（☆）
制度の現状	電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による保存よりも過度に厳格になっているこれらの要件を見直すべき。また、電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも電子保存を促進する観点で法を見直すべき。さらに税務関係書類等の国税関係書類の電子保存（スキャナ保存）に係る要件等について、企業の業務効率の向上を図るため見直すべき。
対処方針	財務省と国税庁は、国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、平成 27 年度以降できる限り早期の税制改正プロセスで結論を得る。

## 【7】

項目名	教科書の電子化（☆）
制度の現状	教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている（学校教育法第 34 条）。電子教科書も「教科用図書」と位置づけ、教科書検定制度や無償給与制度等を見直すべき
対処方針	文部科学省は、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成 26 年度までに課題を整理し、平成 28 年度までに導入に向けた検討を行う。

## 【8】

項目名	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和（☆）
制度の現状	保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。
対処方針	金融庁は、事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成 25 年度中に検討を行い、結論を得る。

【9】

項目名	e-文書法の再徹底
制度の現状	<p>平成 17 年の e-文書法施行時に、全省庁一斉に電磁的形式での書類の保存を容認するための省令改正等を行ったが、その際には対象外となった事案があるほか、その後制定された法律についてどのように対応されているかは、確認できていない。</p>
対処方針	<p>各府省は、内閣官房（IT総合戦略室）が示す手引き等に基づき、所管する法令で書面の保存等について電磁的記録による方法を認めていない事例を調査した上で、平成 26 年 4 月までに対処方針をまとめる。その対処方針に則り、所要の e-文書法に基づく省令改正等を平成 26 年度中に実施する。</p> <p>内閣官房（IT総合戦略室）は、上記の調査及び省令改正等の実施状況を確認する。</p>

（テーマ3）テレワークの推進によるワーク・ライフ・バランスの実現

テレワークの推進は、多様で柔軟な働き方が選択できる社会の実現やワーク・ライフ・バランスの実現にとって重要な取り組みであり、「世界最先端IT国家創造宣言」の中でもその重要性が言及されている。テレワークの推進に向けて、以下のような制度の見直し等を行う。

【10】

項目名	ハローワークにおける「在宅勤務」の取り扱いの見直し
制度の現状	ハローワークにおいて、働く場所を特定しない募集ができない、また、在宅勤務の募集を検索しにくい。
対処方針	厚生労働省は、ハローワークでの在宅勤務の取扱いの見直しに向けて、求人票への表記の全国統一や在宅勤務に関する特定のシステムコードの付与などの措置を平成25年度中に措置し、平成26年度当初から運用を開始する。また、ハローワークインターネットサービスにおいて、在宅勤務を求人検索する際の案内を追加するなど、検索を容易にするための措置を平成25年度中に講ずる。

【11】

項目名	「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み
制度の現状	子育てをサポートしていると認定された事業者に与えられる「くるみん」マークの認定基準に「男性の育児休業取得」等に加えて、「在宅勤務の実施」を設定することで、テレワーク導入への企業のモチベーションを向上させるべき。
対処方針	厚生労働省は、現行の認定制度において在宅勤務やテレワークの措置が認定基準8の③の要素に含まれていることの周知徹底を早急に行う。さらに、次世代育成支援対策推進法の改正に伴う制度見直しに当たって、認定基準における在宅勤務の位置づけの見直しについて検討する。

【12】

項目名	労働者が希望する場合に所定労働時間内の深夜労働割増の柔軟化
制度の現状	育児や介護と仕事を両立する在宅勤務においては、「子どもが起きる前／寝た後」に在宅勤務したくても、使用者に深夜割増賃金の支払義務が生じるため、感情的に業務がしにくいとの意見もある。このため、「本人希望」「所定労働時間内」「上限の設定」等の条件下での「深夜割増賃金支払義務」の柔軟化を行うべき。
対処方針	厚生労働省は、テレワークの導入が容易となるモデルの実証事業において、深夜割増を含むテレワークという働き方の課題を抽出し、必要に応じて、対応策を検討する。また、育児等との両立を可能とするテレワーク（終日在宅型テレワーク等）を普及するため、労務管理や ICT 技術の専門家によるコンサルティングの実施、導入経費の助成等の中小企業に対するきめ細やかな支援等の施策を積極的に実施する。

【13】

項目名	在宅勤務と育児休業を両立させるための給付金支給規定の改定
制度の現状	育児休業基本給付金の給付要件は、就業していると認める日数が月十日以下とされているが、給付金を受けながら短時間の業務を継続し、収入を確保する選択肢を増やすといった雇用形態の多様化の観点から、現在の要件「十日以下」を「十日以下又は 80 時間以下」と改訂すべき。
対処方針	厚生労働省は、男性のワーク・ライフ・バランスの実現や女性の就業率向上の観点から、フルタイムで働く労働者が子育て期においても働き続けることができるようにするとともに、育児休業を取得する場合において収入増加に資するよう取り組む。 具体的には、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度や両立支援助成金の一層の周知に取り組むとともに、別途育児休業期間中の所得保障を充実させる観点から、育児休業給付の給付率の引上げについて、労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への雇用保険法改正案の提出を目指す。

【14】

項目名	遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し
制度の現状	使用者と勤務地が異なる在宅勤務者の場合においても、最低賃金は使用者の所在地で設定されている。大都市の企業が、地方在住の在宅ワーカーを雇用するインセンティブとなるよう、遠隔雇用をする場合の最低賃金の基準を見直すべき。
対処方針	厚生労働省は、テレワークの導入が容易となるモデルの実証事業等において、遠隔雇用をする場合の最低賃金の適用を含むテレワークという働き方の課題を抽出する。

#### (テーマ4) 本人確認手続きの見直し

インターネットを利用して行われる本人確認手続きが、利用者の利便性向上、プライバシー保護及び本人確認の正確性という3つの要素のバランスを取る観点から適当なものとなるよう、以下のような取組を推進する。

#### 【15】

項目名	政府のオンライン行政手続きにおける本人確認手続きの見直し
制度の現状	政府におけるオンライン手続きにおいて、本人確認方法を含めた認証方式が、書面での手続きと比較して過度に厳密な安全性を要求している可能性がある。
対処方針	重点手続き（「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT総合戦略本部決定）で「重点手続」と位置づけられた手続）所管府省は、本人確認方法を含めた認証方式が、リスクの影響度を踏まえ合理的かどうかについて、システムの開発・更改・改修時までには再点検を行い、内閣官房（IT総合戦略室）及び総務省はフォローアップを行う。

#### 【16】

項目名	ID連携による制度間の本人確認の合理化
制度の現状	異なる組織間でのID連携やデータ連携のための信頼関係を構築するためのID連携トラストフレームワークの構築が求められている。
対処方針	経済産業省は、総務省が行うID連携の事業（実証、標準化等）と連携し、実証やその結果を踏まえた基準の規格化等を平成27年度末を目途に行う。

#### 【17】

項目名	個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大
制度の現状	公的個人認証サービスを活用して本人確認を行うことができる者（署名検証者）については、これまで行政機関等に限定されていたが、社会保障・税番号制度の施行（平成28年1月を予定）に伴い、署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加することとされた。
対処方針	総務省は、個人番号カードに格納される公的個人認証サービスの署名検証者の範囲の拡大に対応し、当該サービス利用について民間事業者へ積極的な働きかけを継続的に行っていく。 また、スマートフォンなどでの公的個人認証サービスの利用に関し、引き続き検証作業を実施し、平成26年度末を目途に検討結果をまとめる。

(その他)

【18】

項目名	登記情報の共有化、添付書類省略
制度の現状	登記所が他の登記所の管轄に属する登記情報についても調査を行うこととなる場合には、申請人は当該登記記録に係る登記事項証明書を他の登記所から取得して添付すべきものとされているが、登記所間での情報共有により添付書類を不要とすべき。
対処方針	法務省は、登記所間での登記情報の共有化と添付書類の省略に向けて、法令改正を含めたその具体的な方法について検討を実施するとともに、実現に当たって必要となるシステム開発を行い、平成 26 年度中に運用を開始する。

【19】

項目名	自動車保有関係手続きのワンストップサービスの拡充
制度の現状	現在ワンストップ化されている手続きは新車の新規登録のみであるが、手続きには代理が活用され、ワンストップサービスが広く利用されるようになってきている。自動車の買い換えに伴って発生する抹消登録・移転登録等、他の手続きについてもワンストップ化を進めるべき。
対処方針	国土交通省、総務省、財務省、警察庁が平成 29 年度までに実施予定のワンストップサービスの手続き拡大に関する取組状況を踏まえ、総務省は、行政書士法施行規則第 20 条の改正の必要性について検討し、必要な措置を講ずる。

【20】

項目名	道路占用手続きの簡素化・統一化
制度の現状	国、県、市町村など道路管理者ごとに道路の占用手続きに関する様式や添付書類等がそれぞれ異なり、申請者に過度な業務負担を強いている。
対処方針	国土交通省は、平成 25 年度中に、道路法施行規則に定める占用許可申請書の様式を同省のホームページに掲載するとともに、その旨を各道路管理者あてに周知徹底する。

【21】

項目名	航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化
制度の現状	航空機の登録申請においては、申請内容の証明となる添付書類が多様であることから、国土交通省の電子申請システムの対象手続きになっていない。
対処方針	国土交通省は、書面に代わる電磁的な手段に係る課題の整理・検討結果や行政機関間における保有情報の共有の進展状況を踏まえ、航空機登録申請手続きの簡素化を引き続き検討するとともに、平成 26 年度中に簡素化の内容を明確にするとともにスケジュールを明示する。

【22】

項目名	旅館における宿泊者名簿の電磁的作成・保存の推進
制度の現状	旅館で作成する必要がある宿泊者名簿について、名簿の電子的作成・保存が認められているにもかかわらず、一部の地方自治体では対応が徹底されておらず、施設の情報化をすすめる際の阻害要因になっている。
対処方針	厚生労働省は、宿泊者名簿が電磁的方法により作成・保存が可能となっていることについて、ホームページ等を利用した分かりやすい形での周知を早急に行う。

【23】

項目名	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し（☆）
制度の現状	クラウドメディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化すべき
対処方針	文化庁は、著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に平成 26 年度のなるべく早い時期に結論を得る。

【24】

項目名	金融機関による外部委託先の監督についての明確化（☆）
制度の現状	金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。
対処方針	金融庁は、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、平成 26 年度から開始される財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督のあり方について検討し、必要な措置を実施する。 また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。

【25】

項目名	現況地形及び施工図の 3D 化・配信の推進（☆）
制度の現状	公共工事の設計、積算、入札及び契約については 2D の設計図書を用いることが前提となっているが、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があり、情報化施工促進に大きく役立つことから 3次元化を推進すべきである。
対処方針	国土交通省は、公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図る CIM(Construction Information Modeling) について、試行を行いつつ、制度設計をおこなう。平成 26 年度には 3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。

【26】

項目名	建築確認申請の電子化（☆）
制度の現状	BIM の普及活用の状況を踏まえ、確認申請の電子化を促進すべき。
対処方針	国土交通省は、BIM(Building Information Modeling) や CAD 等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について、平成 25 年度中に通知する。

【27】

項目名	公的機関からの電子的手段による通知の促進（☆）
制度の現状	住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAX をベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべき。具体的には、①企業に対する給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の電子化（1企業に対して1つの電子データでの提供）、②個人への税額通知方法の統一（データを一本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等）、③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のフォーマットの統一化を実現すべきである。
対処方針	総務省は、①eLTAX においては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。eLTAX を通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成 27 年 9 月を目処に eLTAX を改修し、その後、各市町村において税務システムを eLTAX に対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。 ②各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行う。 ③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係る eLTAX 仕様の統一的なフォーマットについては、①の改修に併せて平成 27 年 9 月を目処に対応する。

【28】

項目名	地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化（☆）
制度の現状	電波中継装置の電波申請で、多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1件ごとの入力ではなく、一覧表の添付（excel, csv 形式など）で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。
対処方針	総務省は、企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成 27 年度のシステムの機能改修までに検討をおこない、結論を得る。

### 3. 今後の対応

本アクションプランに記載されている制度改革項目の中には、近年の情報通信技術の進展とその社会への浸透を踏まえ、これまでの対面・書面の代替として情報通信技術を活用可能にするべきとの問題意識から、今回初めて議題にあがり、方向性を示すに至ったものが多数存在する。また、これまでIT総合戦略本部で議論されてきたものの、明確な方向性が示されていないものについて、本アクションプラン策定に際し改めて検討した結果、スケジュール・期限の明確化や、内容の具体化に至ったものも少なくない。こうしたものは、期限が限られた中で一定の整理を行ったことにより、長年検討が行われてきたいわゆる「岩盤」とも言われる規制に関して方向性を示すきっかけとなるものである。

もちろん本アクションプランを策定したことは、単に、制度見直しに向けたスタートラインに立ったに過ぎない。本アクションプランに記載されている対処方針の内容やスケジュールの詳細化、あるいは対処のスピードアップを促すべく、項目ごとに節目となるタイミングに応じて、IT総合戦略室において進捗状況のフォローアップを行い、第1回のフォローアップとして、平成26年6月を目途に一定の整理を行い、新戦略推進専門調査会または同調査会規制制度改革分科会へ報告する。

また、今回の議論は、IT利活用の裾野拡大のためには、規制制度改革に関する事項を含め、広い観点から議論が行われることを求めるものであり、今後、IT総合戦略本部でこのような議論が行われることと、今回策定したアクションプランに基づく取り組みとが相まって、IT利活用の裾野拡大に向けた制度見直しの動きが、今後一層拡大・加速していくことが期待される。